

平成24年（2012年）12月6日
建設委員会資料
都市基盤部道路・公園管理担当

（第81号議案）

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、以下のとおり特別区道路線の認定（以下「路線認定」という）を行う。

1. 路線認定の理由

本路線は、特別区道路線と特別区道路線を結ぶ道路であり、区の特別区道認定基準に適合しているため、特別区道路線として認定する。

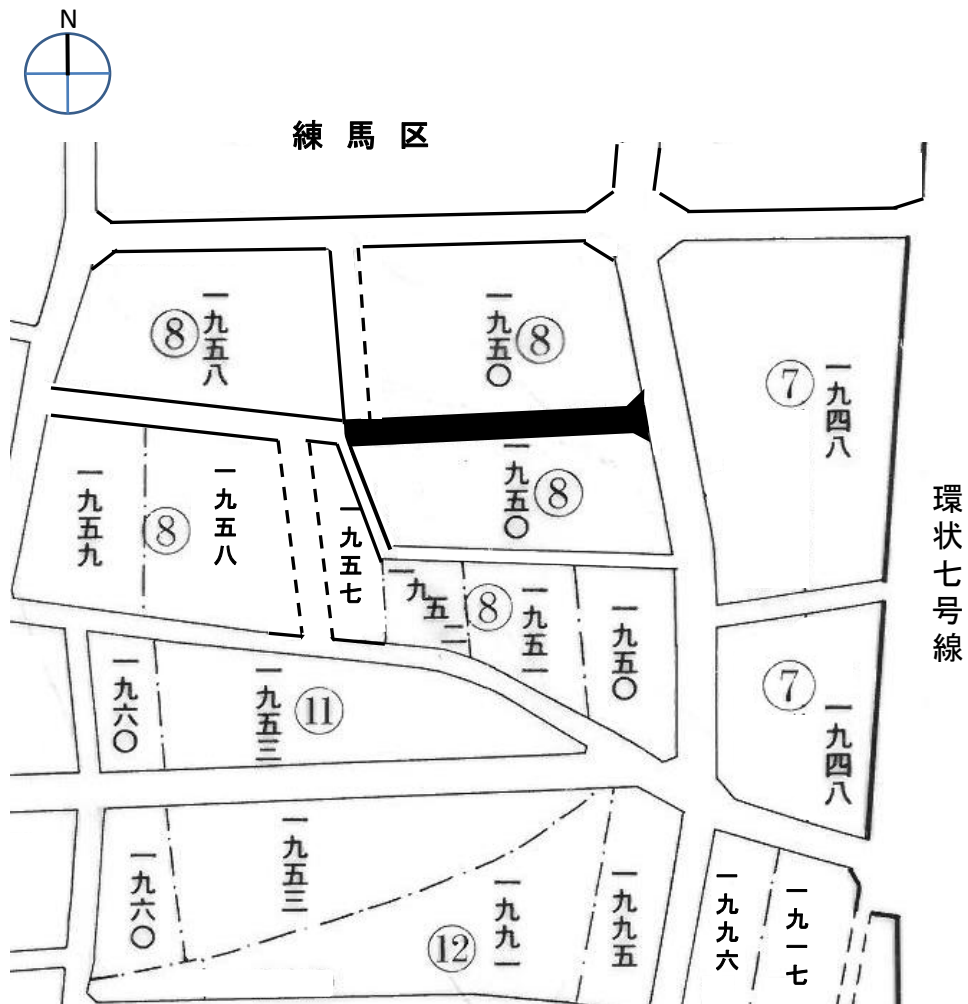
2. 路線認定の対象路線

- | | | |
|---|------|--|
| ① | 路線番号 | 43-350 |
| ② | 位置 | 起点 中野区丸山二丁目1950番8
終点 中野区丸山二丁目1950番8 |
| ③ | 延長 | 52.74m |
| ④ | 幅員 | 4.00m |

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

中野区丸山二丁目地内略図



凡 例

	都 道
	特 別 区 道
	区 有 通 路
	私 道
	地 番 界
	認 定 す る 路 線

* 漢数字は地番、丸数字は住居表示の番